

7 番（小川義昭君）

ぜひ早急に松任駅前にお尋ねいたします。

最後に、がん対策推進条例の制定とがん撲滅都市宣言についてお尋ねいたします。

国は毎年9月の今月1カ月間を健康増進普及月間とし、生活習慣の特性や運動、食事、喫煙など個人の生活習慣の改善の重要性について、国民一人一人の理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、種々の行事を全国展開しております。

そこで、健康増進普及月間にちなみ、平成22年3月定例会で質問したがん対策推進条例の制定と、がん撲滅都市宣言について再度質問いたします。

生・老・病・死は、人間の免れ得ない宿命です。その宿命を受け入れながら私たちは、かけがえのない命をどう全うするか、苦悩を見据えながら何が幸せなのかを問い続けることが努めであると教えられてきました。その中で、今やがんは人間を悩ます最大の病となっております。

我が国民の死亡原因の第1位を占めたのは、明治から昭和20年代までは結核であり、当時は国民病とまで言われました。以降、昭和55年ごろまでは脳卒中になり、現在はがんが断トツの1位を占めています。

厚生労働省の統計によると、平成24年の年間死亡者は125万人、うちがん死亡者は1日約1,000人で、年間36万人に達し、日本人の2人に1人はがんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。また、継続的にがん医療を受けている患者は152万人、新たにがんにかかる人は69万人と推定されています。今やがんが国民病になった、そう言っても過言ではないでしょう。

こうした状況の中、本市が行政、医療機関、関係団体、市民と相携えてがんとの闘いに取り組み、がんを撲滅していくことを目的としたがん対策推進条例を制定し、加えて本市ががん撲滅に対する積極的な市政を内外にアピールする起爆剤として、がん撲滅都市宣言をするべきではないかと提言を再度行うものであります。

前回の質問でがん対策推進条例の制定について執行部は、「市民みずからが、がん予防のための生活習慣や定期的な検診など市民としての責務や、がん診療連携拠点病院との連携を盛り込むことから、県や医療機関等と調整を図る必要があるなど課題も多い。」と答弁されました。

がん撲滅都市宣言についても、「市民の健康管理、がんの早期発見、早期治療の契機となるよう、広く市民の意見を聞き、前向きに取り組む。」とお答えになっております。

そこで、質問です。

既に相当の時間が経過いたしました。がん対策推進条例の制定に関し、その後、県や医療機関などとの調整はどのようになったのか。また、がん撲滅都市宣言については、市民への意見聴取をどのように行ってきたのか、その進捗状況をお聞きいたします。その上で改めてがん対策推進条例の制定及びがん撲滅都市宣言を御提言申し上げます。市長の御見解をお聞かせください。